

甲州市社会福祉協議会 地域福祉活動計画
甲州市民の輪でつくる 支えあいプラン

平成21年3月

甲州市社会福祉協議会

はじめに

平成17年11月1日、1市1町1村が合併して新しいまち「甲州市」は誕生いたしました。その中で社会福祉協議会も3市町村が合併し、現在に至っております。

少子高齢化の進行や核家族化、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化の進行は甲州市も例外ではなく、また地方分権や自治体の財政改革などが進む中、地域福祉を取り巻く環境は激しく変化しており、将来の方向性が見えにくい時代となっております。

だからこそ、地域住民の一人ひとりの生活課題に目をむけ「誰もがいきいきとした生活」を実現できるように行政、社協等あらゆる関係機関、住民と公私協働の取り組みが重要になります。

特に住民が自ら、暮らしている地域の課題に気づき、解決のための役割を見つけていくことが、地域福祉の原点とも言えます。

このような状況を踏まえ、甲州市社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉推進の実現にむけ、計画的な取り組みを進めていくための「甲州市地域福祉活動計画(愛称:甲州市民の輪でつくる 支えあいプラン)」を策定いたしました。

策定に際しては、熱心な策定委員の方々を中心に、多くの地域住民の声を聞く機会をもち、社協職員一丸となって取り組んでまいりました。

この計画が、行政が策定した「地域福祉計画」とともに「甲州市」の地域福祉活動推進の指針となることを願ってやみません。

最後に市行政をはじめ各関係者、またアンケート調査、聞き取り調査等、地域住民の皆様の多大なご協力をいただきましたことを、心より厚くお礼を申し上げ、ごあいさついたします。



平成21年3月吉日

社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
会長 藤森 吉男

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の性格.....	2
第2章 甲州市社会福祉協議会の活動状況	3
1 組織構成と財源.....	3
2 活動状況.....	6
3 社協組織としての課題.....	7
第3章 地域福祉をめぐる状況	9
1 「地域」の変化.....	9
2 住民生活をめぐる現状・課題.....	10
3 地域課題のとりまとめ.....	12
第4章 地域福祉活動の目標	15
1 基本理念.....	15
2 事業の体系.....	16
第5章 事業計画	19
1 みんな知りたい、知らせたい～情報の発信～.....	19
2 仲間とふれあい、支え合おう～福祉の担い手の充実・拡大～.....	22
3 よりよい支援のために～サービス・支援の充実～.....	31
4 みんなで力を合わせよう～福祉の基盤づくり～.....	65
5 計画の推進～事業の実施・見直し～.....	73
資料編	
1 策定の経過.....	79
2 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	80
3 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会名簿.....	82



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 社会福祉法にみる地域福祉

甲州市社会福祉協議会〔略称：市社協（ししゃきょう）〕は民間の社会福祉法人です。住民のみなさんや福祉施設、福祉団体、ボランティアグループ、企業や自治会、市行政と一緒に様々な福祉事業を展開し、地域福祉の向上を目指して活動しています。

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが、住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を送れるようにすることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、ともに生き、ともに支えあう地域づくり・まちづくりを具体化していくことです。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、市社協は市の地域福祉推進の中核としての役割を担い、住民と協働して地域福祉活動を進めていくことが求められています。

(2) 地域福祉活動計画策定の目的

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来のもとで核家族化が進み、かつての伝統的な家庭の機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄になるなど地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。

こうした地域を取り巻く環境変化に加えて、住民の生活に対する考え方も多様化していることを背景に、地域が直面する生活課題も複雑になってきています。個人や家族の努力だけでは解決できない、あるいは制度や施策だけでは補うことができない新たな福祉問題や福祉ニーズが生まれてきています。

福祉制度も高齢者福祉に関する介護保険法、障害者福祉に関する障害者自立支援法が制定され、“福祉サービスが措置から契約へと”制度が大きく変わってきています。

甲州市では、こうした地域及び福祉制度をめぐる大きな変化に対応して、

市社協をはじめ地域住民・行政区・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、母子相談員、障害者団体、ボランティア、NPOなどの様々な主体が地域福祉活動を展開し、行政による福祉だけでは手の届かないところ、十分でないところを担ってきています。

市社協地域福祉活動計画は、これまでの住民の地域福祉活動の経験を活かしながら地域福祉を一層向上するための指針となるものです。また、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが、福祉を自分たちの問題として考え、参加し、話しあい、支えあうことによって、福祉課題、生活課題の解決に取り組み、一人ひとりが笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりを目指していくことを目的とするものです。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、甲州市の地域福祉を推進していくために、住民が主体となって「一人ひとりが笑顔でいきいきと暮らせるまち」の実現を目指していく福祉活動計画です。

本地域福祉を推進していくすべての住民、市行政、民間社会福祉団体・機関、ボランティア等の「共通の目標」となり、また、その目標を、協働により実現していく「協働計画」としての性格を持ちます。

また、市の行政計画である「甲州市地域福祉計画」との連携はもとより市で策定される他の福祉関連計画と整合性を図ります。

市社協では、本計画の推進により、自らの力量をレベルアップし地域福祉の向上に努め、住民からの社協に対する一層の信頼を勝ち得、住民とのより強い信頼関係を生み出していきたいと考えています。

(2) 計画の期間

計画の期間は、甲州市が策定している「甲州市地域福祉計画」との整合性を図るため、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までの 5 年間です。

今後、社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、時代のニーズに合うよう適宜見直し、着実な推進を図ります。



甲州市社会福祉協議会の活動状況

第2章 甲州市社会福祉協議会の活動状況

市社協は、甲州市の誕生に合わせ、平成17年11月1日に、旧塩山市社協、旧勝沼町社協、旧大和村社協の3社協が合併し設立されました。

1 組織構成と財源

(1) 組織構成

市社協の組織は、本所、塩山支所、勝沼支所及び大和支所によって構成・運営されています。会員数は平成20年4月1日現在、一般会員9,594世帯、賛助会員401件となっています。

■ 甲州市社会福祉協議会の組織

会 長	理事会	評議員会
	社会福祉協議会支部(12支部)	
本 所	総務係	
	企画係	福祉活動専門員 ボランティアコーディネーター
	老人福祉センター	
	地域生活支援センター	
塩山支所	庶務係	
	地域福祉課	地域福祉担当 ボランティア担当
	介護サービス係	訪問介護担当 訪問入浴介護担当 障害居宅介護担当
勝沼支所	庶務係	
	地域福祉係	地域福祉担当 ボランティア担当
大和支所	庶務係	
	地域福祉係	地域福祉担当 ボランティア担当
	介護サービス係	通所介護担当

(2) 財源

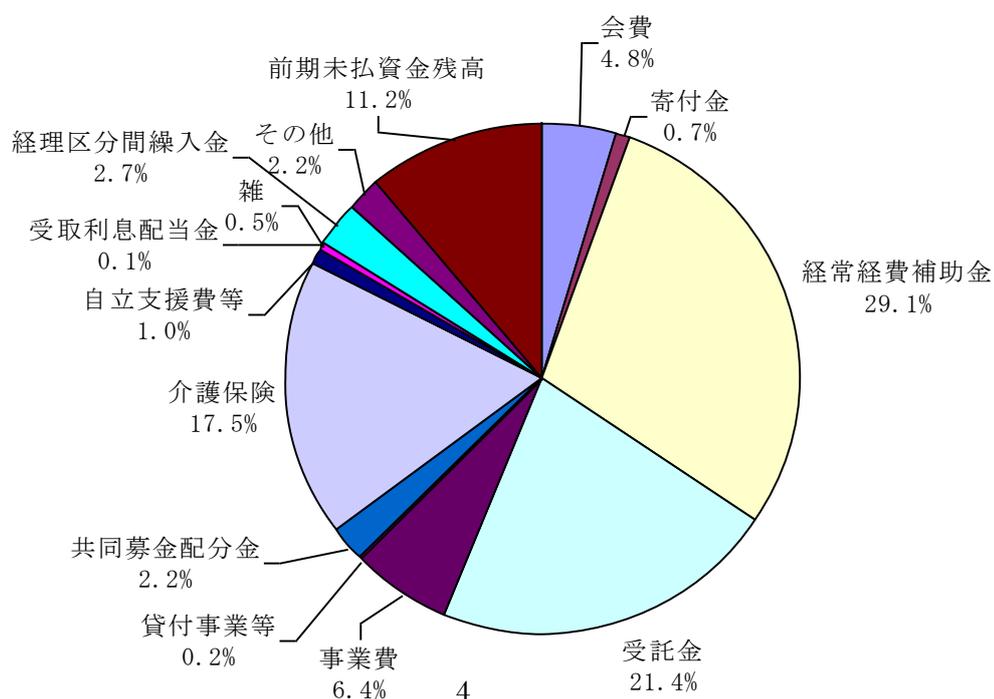
市社協は、会員からの会費や市内各事業所からの特別会費、寄付金、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の配分金、介護保険サービス事業収入、障害者自立支援費収入、行政からの補助金や受託金などの財源で運営しています。

平成20年度における一般会計予算規模は、約2.4億円となっています。

■平成20年度一般会計の収入（財源）構成

(単位：千円)

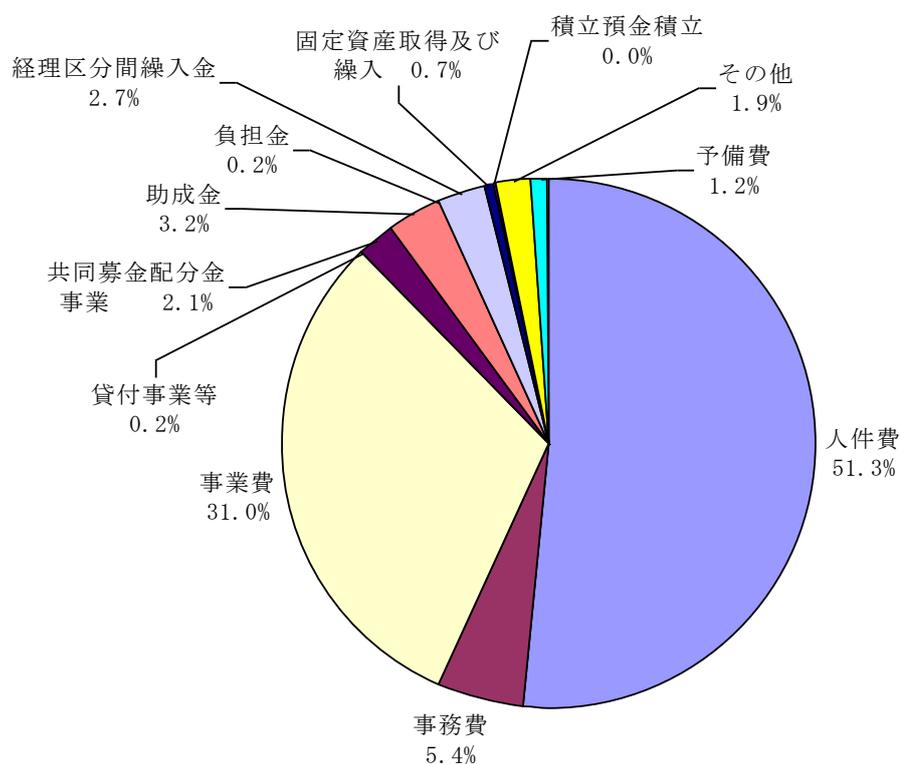
区 分	金額	構成比
会費	11,573	4.8%
寄付金	1,621	0.7%
経常経費補助金	70,262	29.1%
受託金	51,635	21.4%
事業費	15,563	6.4%
貸付事業等	499	0.2%
共同募金配分金	5,362	2.2%
介護保険	42,352	17.5%
自立支援費等	2,406	1.0%
雑	1,185	0.5%
受取利息配当金	148	0.1%
経理区分間繰入金	6,485	2.7%
その他	5,204	2.2%
前期未払資金残高	27,044	11.2%
収入合計	241,339	100.0%



■平成20年度一般会計の支出構成

(単位：千円)

区 分	金額	構成比
人件費	123,739	51.3%
事務費	13,115	5.4%
事業費	74,716	31.0%
貸付事業等	500	0.2%
共同募金配分金事業	5,142	2.1%
助成金	7,794	3.2%
負担金	557	0.2%
経理区分間繰入金	6,485	2.7%
固定資産取得及び繰入	1,575	0.7%
積立預金積立	49	0.0%
その他	4,674	1.9%
予備費	2,993	1.2%
支出合計	241,339	100.0%



2 活動状況

市社協は誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民からの信頼と組織の公共性の原則のもとに住民の主体性を尊重し、区長、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉団体、施設、行政などの理解と協力を得て、地域福祉の民間実施主体としての役割を果たすべく、法人運営の基盤強化を図りながら以下の事業・活動を進めています。

■市社協の主要事業

部 門	主要事業
法人経営部門	<ul style="list-style-type: none"> ○理事会・評議員会の開催 ○社協会員募集、会費納入のお願い ○役職員の研修
地域福祉活動推進部門	<ul style="list-style-type: none"> ○社協支部活動の支援・育成 ○ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの推進 ○ボランティア活動の推進、各団体との連絡調整 ○地域福祉事業（赤い羽根共同募金） ○老人福祉センターの運営 ○勝沼健康福祉センター・大和福祉センターの指定管理 ○福祉団体事務（民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、視覚障害者福祉会、母子相談員連絡協議会、共同募金会甲州市支会）
福祉サービス利用支援部門	<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごと相談事業 ○日常生活自立支援事業、福祉資金貸付事業
在宅福祉サービス部門	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス事業（訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護） ○障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護） ○自立支援サービス事業（給食サービス、寝具乾燥サービス、障害者移動支援、子育てOBヘルパー派遣、福祉車両の貸出）

3 社協組織としての課題

(1) 事業推進のための自主財源の確保、執行体制の整備

市社協の事業は、会費や寄付金、補助金、委託金及び事業収入などにより運営されていますが、近年会費や寄付金は厳しい状況にあり、また市等行政からの補助金についても、財政状況を反映して厳しい状況である上に必要経費の全額を担保されている訳ではありません。

円滑な事業運営を推進していくために、安定した自主財源の確保と効率的な執行体制の整備が必要となっています。

(2) 市社協と甲州市との連携強化

市社協は市全体に関係する福祉事業を行っており、相談窓口の一本化など、甲州市とのより一層の連携強化が必要となっています。

(3) 市社協の周知・アピールの強化

“市社協の姿”が住民に十分にみえていない、特に若い世帯の社協会費に対する理解が得られないといった状況が見受けられます。今後は、市社協の存在がよりみえ、役割が伝わる形へ、様々な活動や事業などを行う場面での工夫が必要となっています。

(4) 市社協からの情報発信の強化

福祉制度の大きな変化が進む中で、制度や申請方法等についての内容がわかりにくいなどとの住民の声がかけられます。

制度や申請方法が変更となった場合には地域へ出向いて情報提供をするなど、市社協における情報発信の役割を再整理した上で、情報が必要な人に的確に伝わる仕組みを検討していく必要があります。



地域福祉をめぐる状況

第3章 地域福祉をめぐる状況

1 「地域」の変化

(1) 少子高齢化

甲州市の総人口は、平成17年国勢調査結果では35,922人で、近年の推移をみると、前回の平成12年調査から1,003人の減少、平成7年調査からの10年間では2,124人の減少となっています。

こうした中、年齢階層別人口は、年少人口(14歳以下)は5,099人(14.2%)、生産年齢人口(15～64歳)は21,245人(59.1%)となっており、人数、構成比率ともに前回の調査より減少傾向にあります。一方、老年人口(65歳以上)は9,578人(26.7%)と前回の調査より人数で734人、構成比率で2.7ポイントとともに増加しており、少子高齢化が進行しています。

(2) 世帯や家族構成の縮小化

甲州市における世帯数は、平成17年では11,666世帯で平成12年の11,547世帯から119世帯の微増傾向にあります。

また、一世帯当り人数をみると、平成17年では3.08人で平成12年の3.20人から0.12ポイント減少し、核家族化が進んできています。

核家族化の進行とともに、高齢者世帯が増加傾向にあります。

(3) 地域の変化に対応できる地域づくり

少子高齢化や世帯構造の変化が進んでいく中で、支援を必要とする住民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化してきています。

しかし一方で、地域コミュニティそのものが人口減少や少子高齢化に伴って大きく変容し、一部にはコミュニティ機能の維持が危惧される状況が見受けられます。

このような状況を受け、地域の生活課題に対応できる新たな地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

2 住民生活をめぐる現状・課題

(1) 子どもや子育て家庭をめぐる状況

少子高齢化や核家族化の傾向が進行する中、一世帯あたりの構成員が減少し、世帯規模の縮小化が進んでいます。このことは、共働き世帯の増加ともあいまって、従来、「家庭」が持ち合わせていた扶養機能の低下につながり、子育てへの地域の支援が求められてきています。

少子化が進む中で、子育て支援に対する住民意識も徐々に高まっていますが、高齢者などの介護問題に比べると、地域をあげた子育て支援への意識や取組が不十分である点も指摘され、子育ての問題をどのように地域化していくかが課題となっています。

また、核家族化の進行などに伴う子育て家庭への支援、増加傾向がみられる母子家庭や父子家庭といった「ひとり親家庭」への支援、あるいは生活困窮世帯への支援などに、一層の対応が求められています。

(2) 高齢者をめぐる状況

高齢化が一段と進行し、高齢者夫婦世帯や高齢者のひとり暮らし世帯の増加が顕著となってきており、今後は「2015年問題」と称されるように、人口規模の最も大きな団塊の世代が高齢期を迎える時期と重なり、要介護高齢者や生活上の何らかの支援が必要となる要援護高齢者の問題が拡大することが見込まれています。

こうした状況に対して、地域としてどのように取り組んでいくか、住民一人ひとりの意識を高めていくとともに、そのための具体的な行動や仕組みについて議論を深めていくことが必要となっています。

その一方で、高齢者を地域社会の貴重な人材として捉え、どのように活用していくかが地域の課題となっています。

(3) 障害者をめぐる状況

甲州市の障害者(手帳所持者)は、平成19年度末現在で身体障害者が1,565人、知的障害者が196人、精神障害者が177人となっており、年々増加する傾向にあります。

特に、身体障害の場合には、生活習慣病が重症化した疾病などに起因する障害も多いことから、総じて重度化が進むとともに、全体の7割までを

65 歳以上の高齢者が占める状況です。

障害者の公的サービスについては、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行によって、従来、障害の種類ごとに分かれていたサービスの提供の仕組みが一元化されると同時に、「施設から地域への移行」を促進する施策方針が打ち出されており、何らかの支援を必要とする障害者が増加していくことが見込まれます。

また、障害者の高齢化とともに、その家族介護者の高齢化が進む中で、障害者が生涯にわたり地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみでの支援の仕組みが一層必要となっています。

さらに、同法のねらいの一つとして、「障害者がもっと働ける社会」の構築も掲げられており、その実現の上でも地域全体での取組が求められています。



3 地域課題のとりまとめ

地域において対応が必要な主な課題をとりまとめると、おおむね次のように集約されます。

●ひとり暮らし高齢者や子育てに悩む保護者などへの支援が課題です！

- 高齢化の進行によって、ひとり暮らし高齢者などが増加しており、具体的な支援策が必要
- 特に男性のひとり暮らし高齢者は、女性に比べ家に閉じこもりがちになる場合が多く、周囲からも様子が把握しにくくなるなどの傾向がみられ、支援の強化が必要
- また、子育てに悩む保護者へのサポートが必要

●認知症高齢者や介護家族への支援が課題です！

- 高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加しており、地域での適切な対応や支援が可能となるよう、支援策が必要
- 介護をする家族も高齢化しており、今後は介護家族などへの支援をより強化していくことが必要

●高齢化に対応したきめ細かな支援が課題です！

- 身体的な理由や家族の介護などで、ふれあい・いきいきサロンなどに集えない人もいるため、その支援策が必要
- 高齢者を狙った悪徳業者などが来訪しているとの指摘もあり、隣近所の助け合いとともに、被害に遭わないように知識の習得機会や情報提供などの取組が必要

●変化する地域・福祉制度への対応が課題です！

- ふれあい・いきいきサロンや地域での催し・行事などへ多様な人の参加があり、密接な人間関係を築いている地域もある一方で、行事などへの若い世代の参加が少なく高齢者のみの参加に留まっている地域、住民同士の交流が十分ではない地域、住民が集う機会の減少している地域、核家族化による隣近所のつき合いが希薄化している地域など、地域により人間関係に差が生じてきており、変化に対応した“地域づくり”に取り組んでいくことが必要
- 福祉制度などの改正に対して、将来への不安を感じている人が多くみられるため、支援策の検討が必要

●災害時における支援体制の確立が課題です！

- 高齢者や障害者などは、災害時には避難などで何かしらの援護が欠かせないため、こうした人たちへの支援体制を地域で確立することが必要

●地域で活動する組織の連携強化、活動支援が課題です！

- 行政区、民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブ、母子相談員をはじめ、地域には多くの活動組織が存在しますが、互いに日常的に情報交換や交流を行う機会が限られるため、地域福祉の推進を目指した連携方策を検討することが必要
- 多くの老人クラブでは、会員数の減少や参加者の固定化が課題となっています。高齢者の健康づくりや生きがいくつくりとともに、地域活動の推進を担う住民組織として、活動の活発化に向けた具体的な支援に取り組むことが必要
- 福祉活動を地域に任せるだけでなく、必要に応じて市社協が可能な限り前面に出て行う活動を展開していくことも求められています。地域での諸活動を進める上で問題となっている事柄に対し、幅広い視点から支援策の検討が必要
- ボランティアをしたい人は多いものの、実際にできる人や現に活動をしている人は少ないのが実情です。新たなボランティアの育成への取組とともに、活動の実践に結びつくような支援をより強化していくことが必要

●**地域での活動を実践する次世代の担い手の育成、基盤などの充実が課題です！**

- ふれあい・いきいきサロンをはじめ、地域での様々な活動の場面でのメンバーの高齢化や固定化を懸念する意見が多くみられるため、人材の育成に向けた取組を強化していくことが必要

●**支援や手助けを必要とする人の把握が課題です！**

- 個人情報の保護により行政からは支援を必要とする人の情報が容易には提供されなくなり、災害時における支援や地域での様々な活動に支障が出ている地域もみられます。今後、個人情報の保護に留意しながら、地域における情報の把握方法や管理方法などの仕組みの検討が必要





地域福祉活動の目標

第4章 地域福祉活動の目標

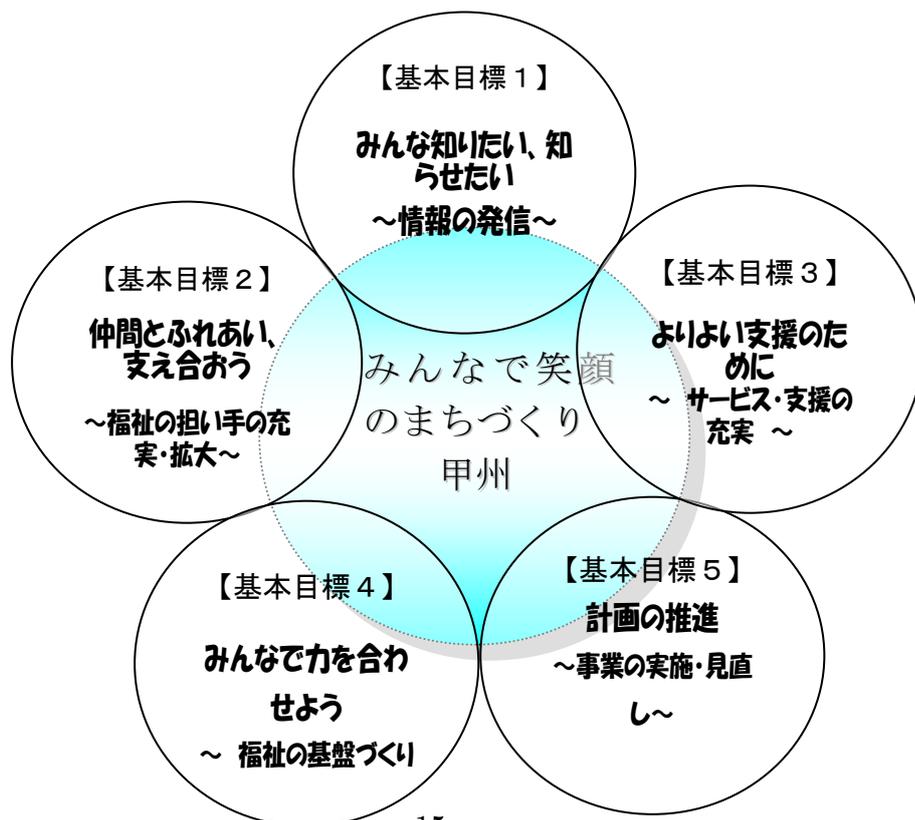
1 基本理念

少子高齢化、ライフスタイルの多様化のもとで住民の生活に係る諸課題は複雑化していますが、今後の地域福祉の推進にあたっては、個人で解決できる課題は個人で解決を図るよう努めていくことを原則としながらも、地域の中で解決していくことがふさわしい課題、市全体として取り組むことが望ましい課題に対しては、「自助」「共助」「公助」を基本として対応することが重要となってきます。

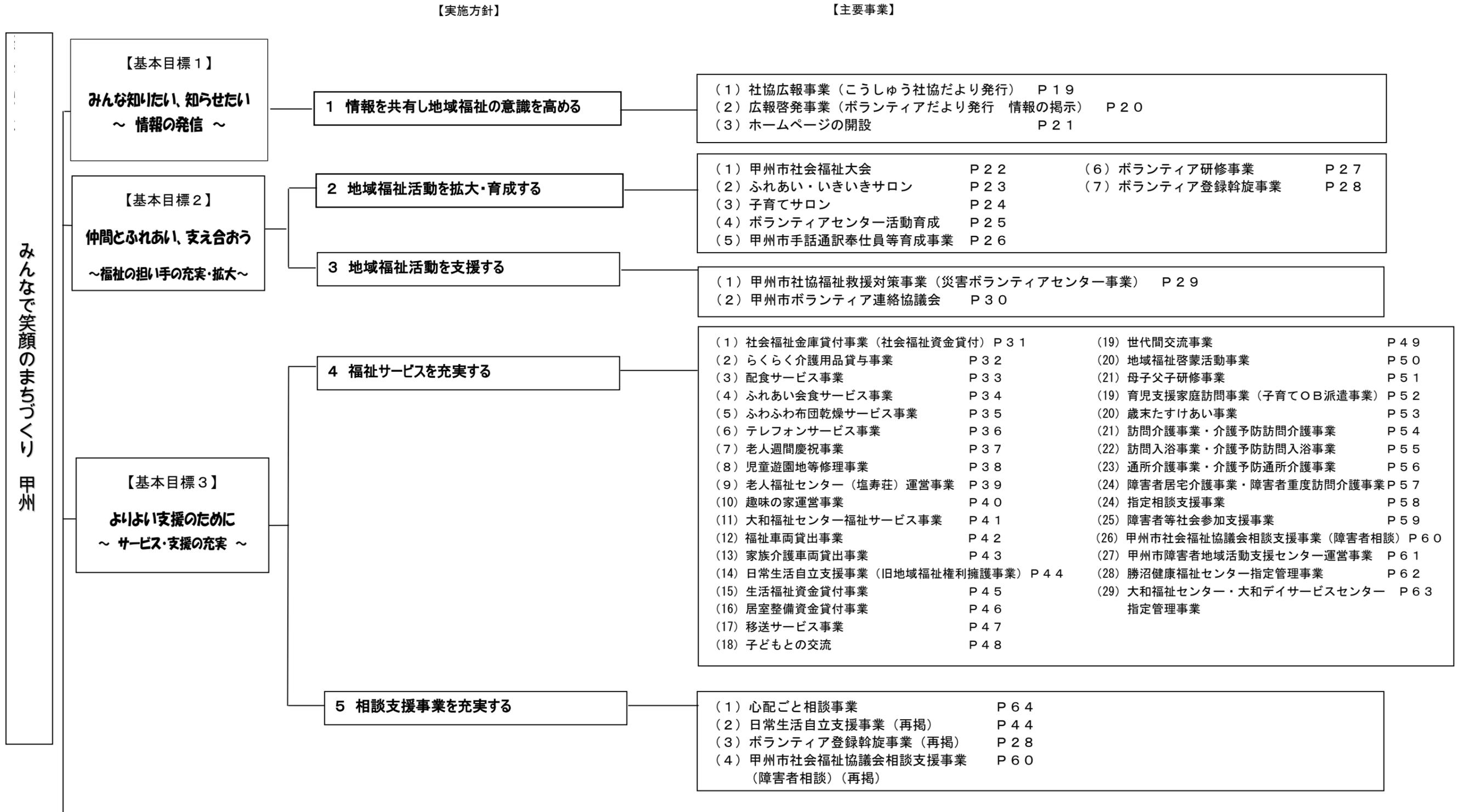
本計画では、こうした考えをもとに、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、民間組織としての独自性や柔軟性をより一層発揮し、住民各層の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことで、「みんなで笑顔のまちづくり」を目指して、計画の基本理念を次のとおりとします。

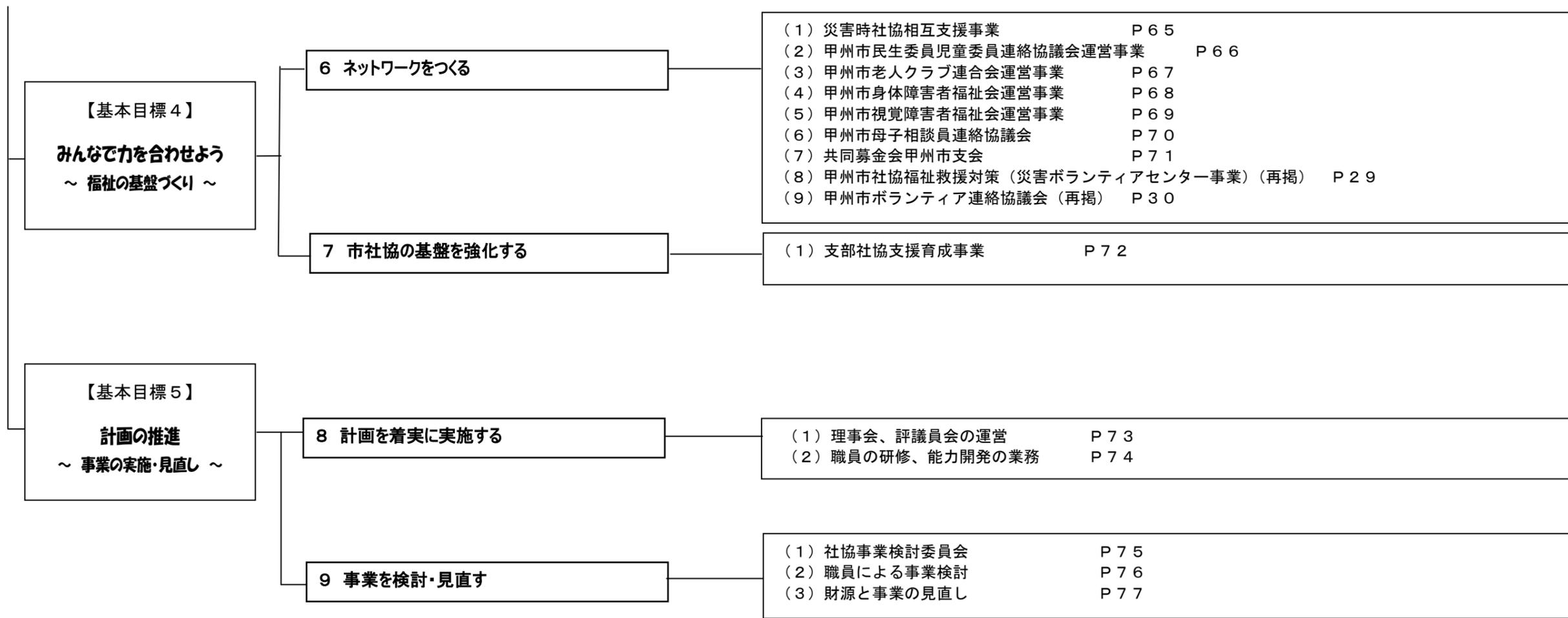
みんなで笑顔のまちづくり 甲州

また、「みんなで笑顔のまちづくり 甲州」の実現のために、5つの基本目標のもとに福祉のまちづくり事業を推進していきます。



2 事業の体系







事業計画

第5章 事業計画

1 みんな知りたい、知らせたい～情報の発信～

(1) 情報を共有し地域福祉の意識を高める

■事業名 社協広報事業（こうしゅう社協だより発行）

事業の内容	社協では広報（こうしゅう社協だより）を年間3回発行しています。時期は6月・9月・2月をベースに、事業計画・報告、予算・決算、各事業や福祉サービスのお知らせを、住民にわかりやすく紹介しています。
--------------	--

事業の方向	情報収集をスムーズに行えるよう支部社協や市内福祉関係者との連携を図っていきます。年間3回の広報で社協を知ってもらえるように、職員が知恵を出しあい、誰にも見やすくわかりやすい社協だよりを作成することに努めます。また、社協だよりに対する意見・感想をいただけるよう、市民モニターを検討していきます。
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年間 3回発行	年間 3回発行	各係が編集 へ参加 市民モニター を検討		計画実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市民の皆様に社協サービス及び福祉の情報をわかりやすくお知らせします。
	住民の役割	社協だよりに対する意見・感想を届けます。
	行政の役割	市広報と連携し、幅広く情報を提供していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 広報啓発事業（ボランティアだより発行 情報の掲示）

事業の内容	ボランティア活動推進のため情報提供をし、広く全市民へ呼びかけ、周知をすることで、参加意欲や意識の向上を図ることを目的とする事業です。 ボランティアだよりの発行、ボランティア情報の掲示などボランティアボードの管理、声の広報作成等を行います。
--------------	--

事業の方向	周知方法について、新しい啓発方法、広報方法を模索するとともに、情報量、質の向上に努め、ボランティアニーズにあった情報の提供に努めます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	ボランティアだより年間12回発行	ボランティアだより年間12回発行	ボランティアによる自主編集		計画実施状況の確認・修正		
	声の広報年間12回	声の広報年間12回	情報掲示板設置箇所増加				

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	市内のボランティア活動情報を全ての市民に届けられるようお知らせをしていきます。
	住民の役割	ボランティアだより、声の広報、情報掲示板を活用し、情報を得ていきます。
	行政の役割	市民に情報が届くよう協力していきます。

事業推進のための財源	市補助金、市社協財源、共同募金
-------------------	-----------------

■事業名 ホームページの開設

事業の内容	現在、市ホームページの一部を借りて、社協事業や施設を紹介していますが、詳細に社協事業やサービスがわかるよう、独自のホームページを開設していきます。
--------------	---

事業の方向	平成 21 年度から独自のホームページを開設し、事業・サービスの紹介や催しのお知らせ等、市民がわかりやすく手軽に情報を得られるようにしていきます。
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開			ホームペー ジの開設				→
			わかりやす く情報を発 信				→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	誰もが手軽に情報を収集できるツールとして、ホームページを活用して、社協事業・サービスをお知らせしていきます。
	住民の役割	ホームページを利用し、サービス内容や社協事業等、情報を得ていきます。
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

2 仲間とふれあい、支え合おう～福祉の担い手の充実・拡大～ (1) 地域福祉活動を拡大・育成する

■事業名 甲州市社会福祉大会

事業の内容	市内の福祉関係者、ボランティア関係者、区、社協関係者を対象とし、社会福祉の発展に功績のあった方及び団体を表彰しています。また、地域福祉推進を目的とし、市民の皆様への情報発信の場として福祉講演会等を開催しています。
--------------	--

事業の方向	多くの福祉関係者に参加していただき、功労のあった方・団体等を表彰していきます。また、地域福祉推進のための情報を発信していきます。
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加者 250人	参加者 160人	表彰内容検討 福祉講演会等の開催		計画実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	功労のあった方、団体等を表彰していきます。 地域福祉推進のための情報を発信していきます。
	住民の役割	大会を地域福祉の情報発信の場にとらえ、参加していきます。
	行政の役割	大会へ参加し、地域福祉増進に協力していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金
------------------------	------------

■事業名 ふれあい・いきいきサロン

事業の内容	<p>「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるよう、定期的に地域の公民館や集会場等集まる「場」を提供しています。</p> <p>現在、甲州市内に 21 カ所のいきいきサロンがあり、区や組、民生委員、ボランティアが主体となり運営をしています。</p> <p>特にひとり暮らし高齢者や、日中独居高齢者がサロンで仲間づくりや、お茶飲み話をするにより、いつまでも地域で元気に暮らしていくことを期待されています。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>社協だよりや CATV を通じてサロンを推進していくとともに、必要に応じてアドバイスをを行います。また、介護予防の観点から地域包括支援センターと連携していきます。</p>
--------------	--

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	市内 21 カ所 所で実施	市内 21 カ所 所で実施	市内での集まりを調査				→
		情報交換会を開催	サロン拡大のため地域へ働きかけ		計画実施状況の確認・修正		→
			情報交換会				→

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	いきいきサロンの拡大を目指し地域へ働きかけていきます。既存のサロンへアドバイスをしながら、活動発表会や情報交換会を開催していきます。
	住民の役割	地域の高齢者の声を社協に届けます。サロンの充実に協力していきます。
	行政の役割	高齢者へ、いきいきサロンの開催場所や情報をお知らせしていきます。

事業推進のための財源	市社協財源
-------------------	-------

■事業名 子育てサロン

事業の内容	「子育てサロン」は住み慣れた地域で親子が気軽に集えるよう“場”を提供しています。市内では現在7カ所で毎月1回開催されており、地区民生委員児童委員協議会が運営主体となっています。サロンは開催時間中であれば出入り自由で特に事前申し込みの必要はありません。また、各サロンに主任児童委員が参加しており気軽に相談等を行うことができます。
--------------	---

事業の方向	地区民生委員児童委員協議会と協力し、子育てサロンの充実に努めていきます。
--------------	--------------------------------------

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	市内6カ所 所で実施	市内7カ所 所で実施	毎月の開催日を市広報でお知らせ	→	計画実施状況の確認・修正	→	→
社協ホームページで開催日をお知らせ							

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	子育てサロンを周知していきます。子育てサロンの運営に協力しアドバイスをを行います。
	住民の役割	サロンに参加して交流を深め、情報交換をします。
	行政の役割	子育て中の親子に子育てサロンの情報をお知らせしていきます。

事業推進のための財源	市社協財源
-------------------	-------

■事業名 ボランティアセンター活動育成

事業の内容	ボランティアグループや市内学校のボランティアの活動推進を図るため、活動を助成し、組織づくり、仲間づくりなどの活動基盤の整備を支援することを目的とする事業です。 ボランティアグループ（登録）への活動費助成、学校へのボランティア育成支援など、活動助成を行っています。
--------------	--

事業の方向	学校における福祉教育を促進し、福祉の人材づくりを支援していきます。活動の担い手、活動範囲を広くとらえて、既存のボランティアのイメージにとらわれることなく積極的にアピールしていきます。また、一人ひとりができることから取り組んでいけるよう支援に努めます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	学校 15校 県指定校 4校 ボランティア登録グループ 9	学校 18校 県指定校 1校 ボランティア登録グループ 9	ボランティア育成 事業内容検討	検討内容を反映	事業実施状況の確認・修正		
	→						

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	ボランティア活動を支援し、活動基盤を整備していきます。
	住民の役割	ボランティア活動に積極的に参加し、組織づくり、仲間づくりをします。
	行政の役割	ボランティア活動を理解し、市民に情報提供、お知らせをしていきます。

事業推進のための財源	県社協補助金、市補助金、市社協財源
-------------------	-------------------

■事業名 甲州市手話通訳奉仕員等育成事業

事業の内容	手話の普及と手話技術の習得を目指して手話講座を開催しています。平成18・19年度は手話入門講座として手話を広く周知し、平成20年度は手話基礎講座として、より実践的な内容の講座を開催し、年々レベルアップすることを目的としています。
--------------	--

事業の方向	聴覚障害者とのコミュニケーションのひとつとして重要な手話技術を習得した通訳者を育成することで、障害があっても不自由を感じることなく安心して生活できる地域づくりを目指していきます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	全15回の手話入門講座を開催 広く手話を周知することを目的として開催	全20回の手話基礎講座を開催 実践的な内容でさらなる技術習得を目的として開催	手話講座を開催 前年に続きさらなる手話技術向上を目指して開催	受講者が手話奉仕員になれるような講座内容で開催	計画実施状況の確認・修正	手話奉仕員養成講座を開催	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	手話を広くひろめ、手話通訳としてのボランティアを育成し、技術の習得支援を行います。
	住民の役割	手話を習得し、聴覚障害者のよき理解者としての関係づくりをしていきます。
	行政の役割	より積極的な事業展開を実現するための財政的支援をしていきます。

事業推進のための 財源	市委託金、社協財源
------------------------	-----------

■事業名 ボランティア研修事業

事業の内容	<p>ともに支えあい、誰もが安心して暮らすことのできるまちをつくるため、情報交換、情報提供などを行い、ボランティア活動を推進しボランティアの輪を広げること、ボランティア意識の向上を図ることを目的とする事業です。</p> <p>ボランティアグループ研修、ボランティアの集いの開催、情報交換会の企画、機材貸し出しなど（車いす、アイマスク、白い杖）を行います。</p>
--------------	---

事業の方向	<p>新たなボランティア活動人材の発掘のため、ボランティア入門講座を開催し、多様化するボランティアニーズに対応できる人材育成に努めます。</p>
--------------	--

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	甲州市ボランティアグループ情報交換会1回	なし	グループ研修会・情報交換会企画・実施		計画実施状況の確認・修正		→

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	グループ研修、情報交換会を企画し、人材育成をしていきます。
	住民の役割	研修等へ積極的に参加し、『ボランティア』意識の向上をします。
	行政の役割	ボランティアの輪が広がるよう協力し、市民にお知らせしていきます。

事業推進のための財源	市補助金
-------------------	------

■事業名 ボランティア登録幹旋事業

事業の内容	住民からの個別相談を受け、ニーズにあった活動のコーディネートをし、住民参加によるボランティア活動の活性化を目指すことを目的とする事業です。 ボランティア相談の窓口（ボランティア活動をしたい人、ボランティアを紹介してほしい人への情報提供、ボランティア登録等）、テレホンサービス（P36）、ボランティア活動保険加入手続きなどを行います。
--------------	---

事業の方向	少子化、高齢化などの社会変化によって、ボランティアへのニーズも多様化し、相談や話し相手などの精神的援助、交流などの社会参加支援にまで広くおよんでいます。多様化したニーズへの対応が困難となっています（専門的知識の必要性、ボランティアへの理解の不十分さ、役割の不明確さなど）。 多様化したニーズへの対応ができるように、ボランティア活動担い手の後継者育成、リーダー育成をする一方、勤労者層、男性、定年退職者等シニア層のボランティア参加促進を図ります。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ボランティアへの情報提供	ボランティアへの情報提供	ボランティアへの情報提供 登録幹旋		計画実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	ボランティア活動の新たな担い手の発掘、育成をし、ボランティアへの参加促進を図っていきます。
	住民の役割	ボランティア活動へ積極的に参加していきます。
	行政の役割	ボランティア活動が活発になるよう協力していきます。

事業推進のための財源	市補助金、市社協財源
-------------------	------------

(2) 地域福祉活動を支援する

■事業名 甲州市社協福祉救援対策事業（災害ボランティアセンター事業）

事業の内容	甲州市地域防災計画では、『災害ボランティアセンター』を市社協に設置し、運営することになっています。 『災害ボランティアセンター』は、災害発生時に被災者を支援したいと県内外から駆けつけてくれるボランティアを、支援の必要な地域に送り出す窓口としての役割を担います。
--------------	---

事業の方向	20年度は準備期間、21年度より事業実施の予定であり、災害ボランティアセンターの周知に努めていきます。また、支部社協や福祉関係者、住民と協力し、訓練を実施し、社協職員間の訓練も定期的の実施していきます。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	県社協合同訓練へ参加	県社協合同訓練へ参加 全職員による勉強会を実施	事業開始 職員間訓練 地域との連携 研修会への参加			事業実施状況の確認・修正	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	災害ボランティアセンターの周知をしながら、訓練を定期的の実施し、安心安全のまちづくりを進めていきます。
	住民の役割	災害ボランティアセンター設置に協力し、訓練等に参加していきます。
	行政の役割	社協と連絡を密にし、連携しながら災害有事に災害ボランティアセンターを設置します。また、日頃の訓練に協力していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金
------------------------	------------

■事業名 甲州市ボランティア連絡協議会

事業の内容	ボランティア精神を大切にし、地域の人々と協働し、安心して暮らしていくことができるようボランティア団体による連絡協議会を設置しています。現在は勝沼地域のボランティア団体（15グループ）で構成しています。
--------------	--

事業の方向	今後、地域ボランティア活動の普及と啓発活動のため、市内のボランティア団体と『甲州市ボランティア連絡協議会』の設置について検討していきます。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	会員数 72人 グループ数 14	会員数 71人 グループ数 15	市内ボランティア団体との話し合い	甲州市ボランティア連絡協議会の設置	事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市内のボランティア団体と協力し、『甲州市ボランティア連絡協議会』を立ち上げ、ボランティア活動の充実を図っていきます。
	住民の役割	市内のボランティア活動を理解し、協力をしていきます。
	行政の役割	ボランティア活動に協力し市民への周知に努めていきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金、会費等
------------------------	----------------

3 よりよい支援のために～サービス・支援の充実～

(1) 福祉サービスを充実する

■事業名 社会福祉金庫貸付事業（社会福祉資金貸付）

事業の内容	<p>市内に在住している方で、一時的かつ緊急的に生活維持が困難な方に資金貸付を行い生活の安定を図る事業です。</p> <p>■対象 高齢者世帯、母子（寡婦）又は父子世帯、障害者世帯及び低所得世帯の世帯主</p> <p>■内容 5万円以内で一時的に必要な金額</p>
--------------	--

事業の方向	<p>相談から調査、貸付までを速やかに行うよう努めていきます。また、県社会福祉協議会実施の生活福祉資金に『緊急小口資金』（限度額5万円）があることから、当事業の必要性を検討していきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付件数 14件 相談件数 19件	貸付件数 3件 相談件数 7件	事業内容を 検討 滞納者の面 接・償還指 導			事業実施状 況の確認・ 修正	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	一時的に資金が必要な方に貸付を行い生活の安定を手助けしていきます。
	住民の役割	事業内容を理解し、必要ある時は相談します。
	行政の役割	市民から相談があった時、事業の紹介をします。

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 らくらく介護用品貸与事業

事業の内容	<p>在宅の高齢者等のうち、自立をしているが何らかの障害等があり日常生活に支障を来している方に対し介護用品の貸出を行っています。</p> <p>■対象 介護保険認定者以外の高齢者等及び障害者自立支援法による日常生活用具給付対象者以外の障害者等で、入院・入所の一時帰宅者、ターミナルにて在宅で過ごす者、骨折や腰痛等により一時的に介護用品が必要な者</p> <p>■内容 用品は、特殊寝台 車イス 歩行器 エアマット サイドテーブル 貸出は無料、配送・回収はそれぞれ 500 円</p>
--------------	---

事業の方向	<p>利用者に気持ちよく介護用品を使用していただけるよう清潔に管理していくことに努めていきます。</p> <p>貸出希望者が増加してきており、現在保有している介護用品での対応に限界があります。古い用品との入れ替えをしながら用品の確保をしていきます。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸出件数 18件	貸出件数 34件	事業のお知らせ 介護用品の 定期点検		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	一時的、緊急的に介護用品が必要な方へ、速やかに貸出を行います。
	住民の役割	事業内容を理解し、必要に応じて相談します。
	行政の役割	市民から相談があった時、事業を紹介します。

事業推進のための 財源	市社協財源、配送料
------------------------	-----------

■事業名 配食サービス事業

事業の内容	<p>ひとり暮らし高齢者に昼食を提供し、健康保持と安否確認をしています。</p> <p>■対象 市内に住所を有し、食事に大変不自由している満 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、介護認定が自立又は要支援 1・2 生活保護は除く。</p> <p>■内容 1 日 1 食（昼食）を配達 本人負担は 250 円/1 食</p>
--------------	---

事業の方向	<p>現在、塩山・勝沼地域と大和地域では、配食内容が異なったサービスを実施しています。平成 21 年度からは大和地域も含め市内同一サービスを展開していきます。</p>
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	利用者数 28 人	利用者数 42 人	配食事業 一本化		事業実施状 況の確認・ 修正		
	実施回数 5,280 回	実施回数 5,149 回	利用者の安 否確認				
			食事内容の 検討				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	<p>栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否を確認します。</p>
	住民の役割	<p>事業内容を理解し、必要に応じてサービスを利用します。</p>
	行政の役割	<p>サービスの必要な方に事業の紹介をしていきます。</p>

事業推進のための 財源	<p>市社協財源、共同募金、利用者負担、市委託金</p>
------------------------	------------------------------

■事業名 ふれあい会食サービス事業

事業の内容	<p>地域のボランティアの協力を得て月に1度、手作り弁当での会食や季節ごとのレクリエーション等を実施しています。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように事業に取り組んでいます。</p> <p>■対象 勝沼在住 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ■内容 地域のボランティアの協力を得て月に1度会食を実施 参加者の仲間づくり、生きがいをづくりを目的としている。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>平成21年度から大和地域に事業を拡大し、展開していきます。また今後、支部社協やボランティア団体の活動として事業展開できるよう検討していきます。</p> <p>ボランティアの協力を得る中で、レクリエーションなどの組み立て等、内容の充実を目指します。</p>
--------------	--

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	利用者数 26人	利用者数 31人	大和地域会 食会実施				
	実施回数 12回	実施回数 12回	支部社協・ ボランティ ア団体との 事業検討		事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	ボランティアの協力を得ながら、内容の充実を目指します。
	住民の役割	事業内容を理解し参加をしていきます。
	行政の役割	ひとり暮らし高齢者に事業をお知らせし、介護予防に努めていきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金
------------------------	------------

■事業名 ふわふわ布団乾燥サービス事業

事業の内容	<p>在宅高齢者及び在宅身体障害者等に対し、布団乾燥を行うことにより、寝具の衛生管理の向上と健康の保持を図り、高齢者及び身体障害者の自立した生活を支援することを目的とします。</p> <p>■対象 市内に住所を有するおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯、身体障害者世帯で虚弱・傷病等の理由により寝具類の衛生管理等が困難な方</p> <p>■内容 500 円/1 回 申請書を提出</p>
--------------	--

事業の方向	<p>市内各事業所を通じ、チラシ、ポスターなどでお知らせします。社協だよりでも紹介をしながら更なる利用拡大を目指します。</p>
--------------	--

事業の展開	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	利用者 7 人 利用回数 23 回	利用者 6 人 利用回数 24 回	周知・利用 拡大		事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	寝具を衛生的で快適に保てるようサービス提供していきます。
	住民の役割	事業内容を理解し、必要に応じてサービスを利用します。
	行政の役割	市民から相談があった時、事業の紹介をします。

事業推進のための 財源	市社協財源、利用者負担金
------------------------	--------------

■事業名 テレフォンサービス事業

事業の内容	<p>甲州市に居住するひとり暮らし高齢者で、希望のある方にボランティアが電話をかける事業です。</p> <p>■対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱又は孤立しがちな方</p> <p>■内容 安否確認をしながら、悩みや淋しさを電話でお話することにより、少しでも解消できるよう努めています。 料金は無料</p>
--------------	---

事業の方向	<p>電話での対応について、研修会や勉強会を実施し研鑽を積んでいきます。</p> <p>社協だより等で周知を図っていきます。また、民生委員の協力により、サービスをお知らせしていきます。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 18人 利用回数 延べ 2,346回	利用者 18人 利用回数 延べ 1,718回	周知・利用 拡大 研修会・勉強会の実施		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市内のひとり暮らし高齢者に本事業を利用していただけるよう、サービス内容の充実に努めます。
	住民の役割	サービス内容を理解し、必要に応じてサービスを利用します。
	行政の役割	市民から相談があった時、事業の紹介をします。

事業推進のための 財源	市補助金（ボランティア運営費の一部）
------------------------	--------------------

■事業名 老人週間慶祝事業

事業の内容	<p>敬老の日に新 100 歳を迎えた方の長寿をお祝いし、慶祝訪問しています。</p> <p>■対象 市内に在住で 100 歳を迎えた方 ■内容 慶祝訪問をし、記念品を贈呈</p>
--------------	--

事業の方向	<p>新 100 歳を迎えた方を慶祝訪問していきます。 慶祝訪問の内容について検討していきます。</p>
--------------	--

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	100 歳以上 25 名	100 歳以上 16 名	新 100 歳 慶祝訪問 事業内容の 検討		事業実施状 況の確認・ 修正		→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	いつまでも元気で長生きしていただけるよう慶祝訪問をしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 児童遊園地等修理事業

事業の内容	<p>地域で管理している児童遊園地及びふれあい広場を対象に、緊急性に応じて修理費を助成する事業です。</p> <p>■対象 地区で管理している児童遊園地、ふれあい広場 ■内容 1カ所5万円以内</p>
--------------	---

事業の方向	<p>緊急性を見極め、対応までを迅速に行います。 事業実施と並行して、子育て支援の観点及び区の方針を踏まえ、具体的な事業内容を検討していきます。</p>
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	実施箇所 7カ所	実施箇所 8カ所	事業の周知				→
			事業内容検討		事業実施状況の確認・修正		→

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	<p>地区への周知をしていきます。 真に緊急性の高い地区で対応していきます。</p>
	住民の役割	<p>事業を理解し、真に必要な箇所をお願いしていきます。</p>
	行政の役割	<p>地区から相談があった時、事業の紹介をします。</p>

事業推進のための財源	市社協財源
-------------------	-------

■事業名 老人福祉センター（塩寿荘）運営事業

事業の内容	<p>60歳以上の方の健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを行うための施設として老人福祉センター（塩寿荘）を運営しています。</p> <p>センター内の温泉は、単純硫黄冷鉱泉（アルカリ性低張性冷鉱泉）、水素イオン濃度 PH10.1 の塩山温泉の湯を利用しており、来館者に良質な湯を楽しんでもらっています。</p> <p>センターの独自事業として、敬老の日の無料開放、お年寄りののど自慢大会、月2度のカラオケの日の実施などを行っています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者の利用も多く、憩いの場として、また、高齢者同士の交流の場としても利用されており、利用者は平均1日70名ほどになっています。</p> <p>■対象 60歳以上の方 ■内容 利用料：市内150円 市外300円</p>
--------------	---

事業の方向	<p>センターの環境整備強化により、きれいな施設となっていることを多くの市民に知ってもらうため、周知活動を行い、利用者の増加を図ります。</p> <p>また、施設の健全運営に努めていきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	開館日数 243日 利用者数 16,577人	開館日数 244日 利用者数 17,489人	施設の周知 環境整備強化			事業実施状況の確認・修正	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市内の60歳以上の多くの方に施設を利用していただき憩いの場、交流の場となるよう努めていきます。
	住民の役割	施設利用をします。
	行政の役割	市内高齢者に施設を宣伝していきます。

事業推進のための 財源	市補助金、市社協財源、利用料、自販機設置手数料他
------------------------	--------------------------

■事業名 趣味の家運営事業

事業の内容	<p>趣味の家は60歳以上の方に文化教養を高めてもらい、同時に仲間づくりをしてもらう事業です。年間利用日数は平均170日、平成19年度は12教室で295人が登録しています。</p> <p>■対象 市内在住の60歳以上の方 ■内容 短歌・俳句・川柳・書道・陶芸・盆栽・大正琴 カラオケ（4部）・レクリエーションの12教室を開催</p>
--------------	--

事業の方向	<p>特に『大正琴』や『盆栽』などの生徒が少なくなっている教室について、参加者の増員を図ります。また、利用者が特定の方にならないように広報に努めます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用日数 170日	利用日数 180日	趣味の教室 広報		事業実施状 況の確認・ 修正		
	利用者 2,724人	利用者 3,125人	趣味の教室 合同交流会				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市内の60歳以上の多くの方に趣味の教室を利用していただけるよう周知に努めていきます。
	住民の役割	興味のある教室に参加し、仲間づくりをしていきます。
	行政の役割	趣味の教室を紹介し高齢者の文化教養を高め仲間づくりに協力していきます。

事業推進のための 財源	市委託金
------------------------	------

■事業名 大和福祉センター福祉サービス事業

事業の内容	<p>65歳以上の方で介護認定を受けていない比較的元気な方を対象とし、大和福祉センター内において入浴・食事・健康チェックを行っています。 一日センターでゆっくりと過ごしてもらいながら自身の健康状態を確認できる介護予防的事業です。</p> <p>■対象 65歳以上の方で介護認定を受けていない方 ■内容 800円（入浴料・食事が含まれます） 社会福祉協議会大和支所（大和福祉センター）に利用申請書を提出 ■実施日 火曜日・木曜日（天目・田野・水野田・丸林・古部地区） 水曜日・金曜日（宮本・日影・鶴瀬・共和地区）</p>
--------------	---

事業の方向	<p>社協だよりやチラシ・ポスター等による周知を行い、利用者の拡大を図っていきます。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数 490人	利用者数 468人	周知・利用 拡大 サービス内 容のアンケ ート調査実 施		事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	福祉センターでゆっくり過ごしていただきながら健康状態の確認を行います。変化がある時は専門機関につながります。
	住民の役割	サービス内容を理解し適切に利用していきます。
	行政の役割	サービスの紹介をしていきます。

事業推進のための 財源	利用者負担
------------------------	-------

■事業名 福祉車両貸出事業

事業の内容	<p>市内在住で障害をお持ちの方に福祉車両を貸し出すことにより、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。</p> <p>■対象 市内在住の障害者等で①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者④特定疾患調査分野対象疾患患者、関節リウマチ患者及び筋ジストロフィー患者で、この事業を利用しなければ移動困難な在宅者</p> <p>■内容 事前に電話にて使用状況を確認の上、申請してください。病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等 移動に消費した分の燃料を補給し、車両を返却</p>
--------------	---

事業の方向	<p>障害者の社会生活が快適になるようサービスを提供していきます。申請から貸し出しまでの手続きを迅速に行います。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 7人 利用回数 70回	利用者 6人 利用回数 22回	周知・利用 拡大		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	障害者の社会生活が快適になるようサービスを提供していきます。
	住民の役割	サービス内容を理解し適切に利用していきます。
	行政の役割	サービスの紹介をしていきます。

事業推進のための 財源	市委託金
------------------------	------

■事業名 家族介護車両貸出事業

事業の内容	<p>市内在住で家族に要介護者がいる世帯に、車イスのまま乗車できる車両を貸し出し、介護負担の軽減と生活の利便性向上を図っています。</p> <p>■対象 要介護者がいる世帯（介護認定、障害手帳不要） 必要に応じて車イスもセットで貸し出します。</p> <p>■内容 事前に電話にて使用状況を確認の上、申請してください。 病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等 移動に消費した分の燃料を補給し、車両を返却</p>
--------------	---

事業の方向	<p>要介護者の生活が快適になるよう、また家族の介護負担が軽減できるようサービスを提供していきます。 申請から貸し出しまでの手続きを迅速に行います。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 29人 利用回数 58回	利用者 29人 利用回数 79回	周知・利用 拡大		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	要介護者及び家族の生活が快適になるようサービスを提供していきます。
	住民の役割	サービス内容を理解し適切に利用していきます。
	行政の役割	サービスの紹介をしていきます。

事業推進のための財源	市社協財源
-------------------	-------

■事業名 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

事業の内容	<p>判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。</p> <p>■対象 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方で、認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方</p> <p>■内容 日常生活支援サービス、日常的金銭管理サービスなどによる援助を行います。相談や支援計画作成は無料 利用契約締結後の支援員による援助は1,000円/1時間（生活保護世帯は無料）となっています。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>これまで同様、利用者の立場に立った支援をしていきます。また、支援員として利用者の状況変化に心がけ、必要ある時は専門機関と連携し判断能力やサービス継続の確認をしていきます。 研修会や勉強会へ積極的に参加し支援員としての研鑽を積みます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 10人	利用者 14人	相談体制の 強化		事業実施状 況の確認・ 修正		
	支援回数 207回	支援回数 180回	支援員の研 修会・勉強 会参加				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	個人情報保護を徹底した中で、利用者の目線に立ったサービスを提供していきます。
	住民の役割	事業の内容を理解し、必要ある時は相談します。
	行政の役割	社協と連携し、利用者の判断能力や状況変化がある時は専門機関につなぎます。また、成年後見制度へつなげていきます。

事業推進のための 財源	支援員活動費（基幹社協から）、利用者負担金
------------------------	-----------------------

■事業名 生活福祉資金貸付事業

事業の内容	<p>市内在住の低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、各種資金の貸し付けを行うことで、世帯の自立及び生活の安定を図ります。</p> <p>■対象 市内在住の低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ■内容 更生・福祉・住宅・就学・療養介護・緊急小口・災害援護・離職者支援・長期生活支援、9種類の資金があります。 申請書に民生委員調査書を添付し、市社協を経由して県社協に提出、県社協で審査の上、貸付決定となります。</p>
--------------	---

事業の方向	<p>適正に本事業を利用してもらえるよう民生委員と連携しながら周知を図っていきます。 滞納している世帯には面接や償還指導を行います。</p>
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	貸付件数 0件	貸付件数 0件	適切な資金 貸付 滞納世帯へ の面接・償 還指導		事業実施状 況の確認・ 修正		
	相談件数 10件	相談件数 11件					

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	民生委員と連携し、世帯の自立、生活安定を図っていきます。
	住民の役割	事業の内容を理解し、必要ある時は社協や民生委員に相談します。
	行政の役割	社協と連携し、相談があった時は社協につなげていきます。

事業推進のための 財源	県社協事務委託金
------------------------	----------

■事業名 居室整備資金貸付事業

事業の内容	<p>居室等を整備したいが自力で増築、改築、改造することが困難である高齢者又は重度の障害者と同居する方に貸付を行う事業です。</p> <p>■対象 60歳以上の高齢者又は重度の障害者と同居する方 居室等を整備したいが自己資金が少ない方</p> <p>■内容 高齢者又は重度の障害者が使用する居室、玄関、浴室、トイレ等の増築、改築、改造 申請書、工事見積書等から県社協が審査し、貸付を決定</p>
--------------	---

事業の方向	適正に本事業を利用してもらえるよう市民に周知を図っていきます。
--------------	---------------------------------

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付件数 0件 相談件数 0件	貸付件数 0件 相談件数 0件	適切な資金 貸付		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	居室の整備により快適な住環境を維持できるよう協力していきます。
	住民の役割	事業の内容を理解し、必要ある時は社協に相談します。
	行政の役割	社協と連携し、相談があった時は社協につなげていきます。

事業推進のための 財源	県社協事務委託金
------------------------	----------

■事業名 移送サービス事業

事業の内容	<p>市内に居住する障害者等の移動を支援するため、身体障害者移送車を運行し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図る事業です。</p> <p>■対象 市内在住の障害者等で①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者④特定疾患調査分野対象疾患患者、関節リウマチ患者及び筋ジストロフィー患者で、この事業を利用しなければ移動困難な在宅者</p> <p>■内容 無料 利用判定は甲州市が行っています。 その障害者が属する世帯の生計中心者が住民税非課税であること 病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等が対象となります。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>利用が増える中、利用者ニーズに応えられるよう職員で話し合い、サービスを充実させていきます。 また、交通関係法令を遵守し安全に車両を運行していきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 14人 利用回数 621回	利用者 17人 利用回数 619回	移送車両の 安全運行 利用者の身 体状況確認		事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市から判定のあった利用者に対し、その身体状況等を把握する中で安全に移送車両を運行していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	利用判定の内容についてしっかりと伝え、安全にサービスが利用できるよう協力していきます。

事業推進のための 財源	市委託金
------------------------	------

■事業名 子どもとの交流

事業の内容	小学生、中学生、高校生、高齢者、ボランティアを対象として、少子化、核家族化が進み、地域との関わり、結びつきが希薄になっている中、地域社会を形成する幅広い世代のふれあいの場を提供し、交流することを目的とする事業です。 『甲州市太陽のつどい』を開催し、交流を図っています。
--------------	---

事業の方向	顔の見える関係をつくるため、より広く周知をし、協力して運営していきます。また子どもも大人も楽しめる魅力的で参加しやすい交流の場の提供に努めます。
--------------	--

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	参加者数 315人	参加者数 370人	事業内容 検討	検討内容を 反映	事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	子どもから大人まで多くの方に参加していただけるよう事業内容を検討します。また、広く周知していきます。
	住民の役割	交流の場へ参加します。
	行政の役割	子どもとの交流が図れるよう協力していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金、市委託金
------------------------	-----------------

■事業名 世代間交流事業

事業の内容	市内の小学生が学区内の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅を友愛訪問等することにより、お互いの交流を深め、相手を思いやる心を養うことを目的に以下の事業を実施しています。 ①小学生数人で、ひとり暮らし高齢者を友愛訪問 ②ひとり暮らし高齢者に手紙を書く ③その他、ひとり暮らし高齢者と小学生の交流を図る事業
--------------	--

事業の方向	学校と連携しながら、ひとり暮らし高齢者と児童の交流を促進し、事業の充実を図っていきます。
--------------	--

事業の展開	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	小学校数 13 校	小学校数 13 校	小学生とひとり暮らし高齢者の交流実施			事業実施状況の確認・修正	

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	世代間の交流が図れるよう今後も事業を実施していきます。
	住民の役割	事業を利用し交流を図っていきます。
	行政の役割	世代間の交流が図れるよう事業に協力していきます。

事業推進のための財源	市委託金
-------------------	------

■事業名 地域福祉啓蒙活動事業

事業の内容	社協の各支部を中心とした事業です。各支部の事業（敬老会やひとり暮らし高齢者親睦会等）を通じて、地域福祉の向上及び、啓蒙を行っています。
--------------	---

事業の方向	今後も、社協支部内で独自の事業を検討・展開していきます。また、ふれあい・いきいきサロンの普及や災害救援活動への対応も市社協と連携して取り組んでいけるよう協力していきます。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	支部活動を通じ、地域福祉啓蒙を図っている	支部活動を通じ、地域福祉啓蒙を図っている	支部活動を通じ地域福祉啓蒙を図る		事業実施状況の確認・修正		→

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	支部活動に協力し、共同事業（いきいきサロンや災害救援活動）を実施していきます。
	住民の役割	支部社協の事業に参加し、地域の活動に協力していきます。
	行政の役割	支部社協の存在や事業内容を広く知らせていきます。

事業推進のための財源	市委託金
-------------------	------

■事業名 母子父子研修事業

事業の内容	日頃、仕事等で遠出しにくいひとり親家庭の親子を対象に、夏休みの1日を楽しく過ごし、親子の交流を深めることを目的とする事業です。 母子相談員及び家庭相談員（母子自立支援員）にも参加してもらい、相談や話を聞く機会として事業を活用しています。
--------------	---

事業の方向	ひとり親家庭に対する支援として事業を実施していきます。 内容について参加者からアンケートをとる等、検討していきます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	参加者数 100人	参加者数 92人	参加者アンケート実施		事業実施状況の確認・修正		→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	ひとり親家庭の親子が交流を図れるよう参加しやすい事業を計画していきます。
	住民の役割	事業内容を理解し参加をします。
	行政の役割	事業へ協力し、ひとり親の心配ごとや相談にのっていきます。

事業推進のための 財源	市委託金、市社協財源、利用者負担金
------------------------	-------------------

■事業名 育児支援家庭訪問事業（子育てOB派遣事業）

事業の内容	<p>本来、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対し、訪問による支援を実施することで、安定した児童の養育を可能にする事業です。</p> <p>■対象 甲州市在住の家庭で出産後おおむね1年以内の母親が育児ストレス等の問題によって、子育てに対しての不安や孤独感を抱える家庭又は虐待に至る蓋然性が高いと認められる家庭 ひきこもり等の家庭教育の問題を抱える家庭又は児童が児童養護施設等を退所若しくは里親委託終了後の家庭復帰等のため、児童の自立に向けた支援が必要な家庭 児童の心身の発達や出生の状況等から、心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動、発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭</p> <p>■内容 対象家庭は甲州市が決定します。 対象家庭に対し、育児指導・相談等、具体的な育児支援に関する技術指導を行います。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>子育てヘルパーの資質の向上に努めます。また、専門的支援事業として学習会、研修会の機会を定期的に設けていきます。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 3人 派遣回数 99回	利用者 1人 派遣回数 60回	子育てヘルパーの資質向上 研修会・学習会の開催			事業実施状況の確認・修正	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	<p>対象家庭に育児指導・相談等、必要な育児支援及び技術指導を行っていきます。 子育てヘルパーの資質向上に努めます。 個人情報保護を徹底していきます。</p>
	住民の役割	—
	行政の役割	<p>個人情報保護を徹底する中、対象家庭の情報を共有し、必要な育児支援を指導していきます。</p>

事業推進のための 財源	市委託金
------------------------	------

■事業名 歳末たすけあい事業

事業の内容	民生委員に市内 75 歳以上ひとり暮らし高齢者について調査依頼し、12 月下旬に民生委員を通じてタオル等を配布しながら、声かけをしていただいています。
--------------	---

事業の方向	民生委員は常日頃、ひとり暮らし高齢者への訪問活動を行っており、物品配布による声かけは必要でないとの意見があります。今後、事業内容を検討していきながら、ひとり暮らし高齢者への支援方法について考えていきます。
--------------	--

事業の展開	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	対象者 452 名	対象者 471 名	事業内容の 検討 独居高齢者 の支援検討		事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	ひとり暮らし高齢者への支援について民生委員と話し合う中で、今後について検討をしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源、共同募金
------------------------	------------

■事業名 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

事業の内容	<p>市内に居住し介護認定を受けている方に、訪問介護サービスを提供しています。住み慣れた家で、現在の生活行動が維持できるよう利用者に合ったサービスを提供しています。</p> <p>■対象 市内に居住し介護認定を受けている方 ■内容 身体介護サービス：食事・入浴・排泄・更衣等 生活援助サービス：調理・洗濯・買い物等</p>
--------------	---

事業の方向	<p>訪問介護職員の人材の確保・育成を行い、専門性を高めるとともに、高品質なサービスの提供に努めます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 57人 延訪問回数 9,618回	利用者 51人 延訪問回数 7,852回	人材の確保 人材育成の ための研修			事業実施状 況の確認・ 修正	

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。 利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	介護保険収入、利用者負担金
------------------------	---------------

■事業名 訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業

事業の内容	<p>市内に居住し介護認定を受けている方に、在宅における入浴サービスを提供しています。利用者の心身の特性・現状の能力を踏まえながら快適な入浴サービスを提供しています。</p> <p>■対象 市内に居住し介護認定を受けている方 ■内容 塩山温泉の湯を積んだ入浴車で訪問し、在宅において入浴サービスを提供します。</p>
--------------	---

事業の方向	<p>訪問入浴介護職員の人材の確保・育成を行い、専門性を高めるとともに、高品質なサービスの提供に努めます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 20人 訪問回数 585回	利用者 22人 訪問回数 585回	人材の確保 人材育成のための研修		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	介護保険収入、利用者負担金
------------------------	---------------

■事業名 通所介護事業・介護予防通所介護事業

事業の内容	<p>大和福祉センター内のデイサービスセンターにおいて通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供する事業です。市内の要介護認定者を対象に、送迎・入浴・食事・健康チェック・日常生活訓練等を提供しています。</p> <p>■対象 市内に居住し介護認定を受けている方 ■内容 デイサービスセンター内において、食事・入浴排泄・更衣の介助等、サービスを提供します。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>社協だより及び社協関係者の協力を得ながら通所介護サービスを利用していただけるようお知らせをしていきます。また、より質の高いサービスが提供できるよう職員一同心をこめて事業を実施していきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数 2,155人 実施回数 249回	利用者数 2,523人 実施回数 249回	人材の確保 人材育成のための研修			事業実施状況の確認・修正	

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための財源	介護保険収入、利用者負担金
-------------------	---------------

■事業名 障害者居宅介護事業・障害者重度訪問介護事業

事業の内容	<p>市内に居住する障害者又は障害児（重度障害者を含む）に対し、訪問介護サービスを提供しています。</p> <p>■対象 市内に居住する障害者又は障害児（重度障害者を含む）</p> <p>■内容 身体介護サービス：食事、排泄、入浴、その他日常生活を営むために必要な身体介護を提供 家事援助サービス：調理、洗濯、掃除、その他日常生活を営むために必要な家事を支援する。 通院等乗降介助：通院時の車両乗降介助</p>
--------------	---

事業の方向	<p>障害ヘルパーの専門的知識を高めながら、より専門性の高いサービス提供を目指します。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者 8人 訪問回数 585回	利用者 6人 訪問回数 588回	人材の確保 人材育成のための研修		事業実施状況の確認・修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	利用者負担、市委託金（自立支援費）
------------------------	-------------------

■事業名 指定相談支援事業

事業の内容	<p>障害程度区分の認定の支給決定を受け、特に計画的な支援を必要として市から『計画作成対象障害者』の支給決定を受けた障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者を対象とし、地域の障害者等の福祉に関する問題につき相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、併せてこれらの方と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に提供する事業です。</p> <p>障害者自立支援法第5条に基づく自立支援給付としての相談支援事業で、居宅サービス計画の作成、障害福祉サービス事業所との連絡調整、便宜の提供、サービス実施状況の把握、サービス計画等の評価、給付管理、相談、説明、医療との連携、主治医への連絡、財産管理、権利擁護への対応、サービス利用計画の変更を行っています。</p>
--------------	---

事業の方向	<p>さらに質の高いサービスを提供できるよう研修の実施などを通じて相談支援従事者の資質向上を図り、『サービス利用計画対象者』の相談の適切な対応に努めます。</p>
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	利用者 3人	利用者 3人	自立支援法改正に応じた「サービス利用対象者」への適切な相談実施				
			相談員の資質向上のための研修				

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	<p>充実した相談支援のための相談員の資質向上 適切な福祉サービス利用、社会参加活動が推進されるよう障害者自立支援協議会等を利用した関係機関とのネットワークの構築・充実</p>
	住民の役割	<p>適切な自己選択、自己決定を行い、主体的にサービスを利用していきます。</p>
	行政の役割	<p>困難事例など相談に関する技術的支援 支給決定対象者へのサービス利用計画の情報周知</p>

事業推進のための財源	<p>甲州市障害者相談支援事業の中で一体的に事業を実施</p>
-------------------	---------------------------------

■事業名 障害者等社会参加支援事業

事業の内容	<p>市内に居住する障害者等が社会活動に参加し、地域で自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた適切な支援を確保するための各種福祉サービスの提供を行い、障害者等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図っていく事業です。障害者及びその者を介護する者に対し、次に掲げるサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象 甲州市障害者等社会参加支援事業により利用登録されている方 ■内容 移動支援サービス 福祉車両貸出事業 p42 移送サービス事業 p47 ガイドヘルプサービス
--------------	---

事業の方向	<p>支援員の専門性を高めるよう研修・学習の機会を設けていきます。利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p>
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ガイドヘルプ利用者7人 利用回数123回	ガイドヘルプ利用者7人 利用回数113回	研修会への参加 独自の学習会（事例学習等）の開催				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	障害者が自立して生活できるよう質の高いサービス提供を実施していきます。
	住民の役割	サービス内容を理解し必要ある時は相談します。
	行政の役割	障害者への事業周知を行い、相談があった時は社協へつなぎます。

事業推進のための財源	利用者負担、市委託金
-------------------	------------

■事業名 甲州市社会福祉協議会相談支援事業（障害者相談）

事業の内容	<p>身体障害者、知的障害者、障害児、及びその家族を対象とし、下記の事業を行っています。</p> <p>①障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための相談 ②障害福祉サービス又は地域生活支援事業若しくは職業リハビリテーションの適切な利用のための相談及び助言 ③福祉事務所、保健所、公共職業安定所、教育機関、その他関係機関等との連絡調整 ④障害者等に対する住居、就業、その他の日常生活上必要な情報の提供 ⑤その他障害福祉に関する相談、指導及び助言</p> <p>障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業で、甲州市障害者地域生活支援センター設置及び管理条例、同規則に基づく運営です。訪問、来所、電話による相談、自立支援協議会に関わること</p>
--------------	---

事業の方向	<p>障害者自立支援協議会において、関係機関とのネットワークを構築し、地域全体の支援のレベルアップを図り、課題解決に取り組んでいきます。また、相談に適切に対応します。</p>
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	相談対応 件数 1,023 件 利用者 170 件	相談対応 件数 1,038 件 利用者 91 件	障害福祉サービスにつながって おらず、障害福祉施策に関する 情報が行き届いていない障害者 に対する家庭訪問等の実施 自立支援法改正 に応じた適切な 相談支援の実施 相談員の資質向上 のための研修	→			

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	<p>充実した相談支援のための相談員の資質向上 適切な福祉サービス利用、社会参加活動が推進されるよう障害者自立支援協議会等を利用した関係機関とのネットワークの構築・充実</p>
	住民の役割	<p>一人では解決できない問題や不安について一人で抱え込まず身近にいる人や専門的な窓口での相談を受ける。</p>
	行政の役割	<p>困難事例など相談に関する技術的支援 障害者自立支援協議会の実施と障害福祉施策への反映</p>

事業推進のための 財源	<p>（甲州市障害者地域活動支援センター事業と一括した委託契約）</p>
------------------------	--------------------------------------

■事業名 甲州市障害者地域活動支援センター運営事業

事業の内容	<p>障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者、高次脳機能障害者等）及びその家族（以下障害者等という。）を対象として下記の事業を行っています。</p> <p>①障害者等の社会参加の促進及び自立と社会経済活動への参加促進のための支援</p> <p>②障害者等に対する調理、清掃その他の自立した生活を営むための日常生活上の援助</p> <p>③障害者等の自主的な活動、住民との交流等の機会の提供</p> <p>④その他障害者福祉に関する援助</p> <p>障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業。甲州市障害者地域生活支援センター設置及び管理条例、同規則に基づく運営です。</p> <p>I 社会参加、自主的な活動を支援するプログラム（パソコン教室、陶芸教室、聴覚障害者交流会、点字教室、絵手紙等の創作）</p> <p>II 自立した生活を営むための日常生活プログラム（調理教室、美化清掃活動、整容指導）</p> <p>III デイケアプログラム（精神障害者を対象としたデイケアプログラム）</p>
--------------	---

事業の方向	<p>今後も利用者の増加が見込まれるため、職員の資質の向上、新たな手法のプログラムの開発等に努め、事業の拡充を図ります。また、広報等による事業のPR等を実施します。</p>
--------------	--

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	<p>プログラム参加者数 2,320人</p> <p>プログラム実施回数 66回</p> <p>電話相談件数 1,286件</p> <p>面接相談件数 471件</p> <p>登録者数 95人</p>	<p>プログラム参加者数 414人</p> <p>プログラム実施回数 133回</p> <p>電話相談件数 1,581件</p> <p>面接相談件数 442件</p> <p>登録者数 98人</p>	<p>事業の利用実態、利用傾向の把握</p>	<p>プログラムの整理統合見直し</p>	<p>甲州市障害者総合計画（第3期）に基づく見直し</p>	<p>甲州市障害者総合計画（第3期）に基づく実施</p>	→

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	<p>当事業の利用者は、他の障害福祉サービスによる通所が困難な方が多いため、地域で日中活動ができずにいる障害者に情報提供するとともに、自立し、通所が可能となるプログラムを企画運営します。</p>
	住民の役割	<p>ボランティア活動などを通じ、プログラムの運営に協力するとともに、障害者との交流を深め障害の理解に努めます。</p>
	行政の役割	<p>地域で孤立しがちな障害者の把握に努め、障害者の事業の利用が可能となるような環境整備に努めます。</p>

事業推進のための財源	<p>（甲州市相談支援事業と一括した委託契約）</p>
-------------------	-----------------------------

■事業名 勝沼健康福祉センター指定管理事業

事業の内容	<p>温泉施設を中核にした、市民の健康増進や機能回復を目的とした施設です。当施設を世代交流及び健康づくりの拠点にしていきます。</p> <p>■利用料 市内 300 円 市外 500 円</p>
--------------	---

事業の方向	<p>当センターを指定管理することで得る収益を、市民の福祉増進のために役立てていきます。また、利用者の声に耳を傾け快適に施設を利用していただけるよう職員一同努めていきます。</p> <p>施設の環境整備を徹底していきます。</p>
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	利用者数 35,775 人 開館日数 294 日	利用者数 37,333 人 開館日数 296 日	指定管理 契約 (2年間) 施設環境整 備強化	管理内容 収益を評価 →	次期指定管 理契約時期		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	利用者が快適に施設を利用できるよう職員が一丸となってサービスに努めていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	指定管理委託者として契約事項に基づき協力していきます。

事業推進のための 財源	指定管理委託金、利用料
------------------------	-------------

■事業名 大和福祉センター・大和デイサービスセンター指定管理事業

事業の内容	<p>大和福祉センターは温泉施設として市民の交流の場、健康増進を図るための場となっています。</p> <p>大和デイサービスセンターは大和福祉センターに併設されている通所介護施設で、現在は社会福祉協議会が通所介護サービス（P56）を提供しています。</p> <p>■利用料 市内 300 円 市外 600 円</p>
--------------	--

事業の方向	<p>当センターを指定管理することで得る収益を、市民の福祉増進のために役立てていきます。また、利用者の声に耳を傾け快適に施設を利用していただけるよう職員一同努めていきます。</p> <p>施設の環境整備を徹底していきます。</p>
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
事業の展開	利用者数 5,125 人 開館日数 303 日	利用者数 3,549 人 開館日数 250 日	指定管理 契約 (2年間) 施設環境整 備強化	管理内容 収益を評価 →	次期指定管 理契約時期			

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	利用者が快適に施設を利用できるよう職員が一丸となってサービスに努めていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	指定管理委託者として契約事項に基づき協力していきます。

事業推進のための 財源	指定管理委託料、利用料
------------------------	-------------

(2) 相談支援事業を充実する

■事業名 心配ごと相談事業

事業の内容	<p>市民の生活上の心配ごとを広く受け付け、安心した生活が送れるよう、定期的に相談日を設け開催しています。</p> <p>■対象 甲州市に在住の方 ■内容 生活上の心配ごとを相談員に相談できます。 相談日：社協本所会場（毎月第1・第3水曜日） 午後1時30分から3時30分 勝沼支所会場（毎週土曜日） 午前9時から11時30分</p>
--------------	--

事業の方向	<p>平成21年度から心配ごと相談所を一本化し相談体制の強化を図ります。また法律相談を開催し、解決までの道筋を明確にしていきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	相談者数 26件 延べ相談件数 54件	相談者数 25件 延べ相談件数 28件	心配ごと相談所の強化 法律相談の開催		事業実施状況の確認・修正			
				→				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	市民の心配ごとの解決に向け相談体制の強化を図っていきます。
	住民の役割	必要に応じ相談所を利用します。
	行政の役割	市民にお知らせし、相談事業に協力していきます。市が開催している相談事業と連携していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、市補助金、共同募金
------------------------	-----------------

4 みんなで力を合わせよう～福祉の基盤づくり～

(1) ネットワークをつくる

■事業名 災害時社協相互支援事業

事業の内容	山梨県内で発生した地震、大雨、噴火、暴風等による災害で、住民生活に支障が生じ被災住民の支援が必要になった場合、被災地の市町村社会福祉協議会に県内の被災地以外の市町村社会福祉協議会及び、山梨県社会福祉協議会が協力し、連携を図りながら支援活動を行います。具体的には、非被災地社協に登録職員を派遣し、災害活動支援に協力をします。
--------------	---

事業の方向	県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合、登録職員(現在3名)の派遣等必要な協力ができるよう、研修に参加したり、通常の社協業務を分担できるよう体制整備に努めます。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	派遣要請 なし	派遣要請 なし	県社協災害 研修会へ参 加 派遣体制の 整備				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	県内の被災地社協に協力し復興支援をしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 甲州市民生委員児童委員連絡協議会運営事業

事業の内容	甲州市民生委員児童委員連絡協議会は、地域福祉ネットワークづくりのため、各地区・行政・社協・福祉団体等と連携し、住民が安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。
--------------	---

事業の方向	平成 20 年度からは広報部会、研修部会を設置し、民生委員活動の周知と自主研修の機会を増やしました。これまでと同様に、必要な事業は積極的に取り組んでいきます。
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	民生委員 111 名 主任児童委員 16 名	民生委員 111 名 主任児童委員 16 名 研修部会 広報部会 設置	地域福祉ネットワーク づくり 事業内容の 評価・検討				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	甲州市民生委員児童委員連絡協議会の事務局として運営に協力していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	甲州市民生委員児童委員連絡協議会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	県補助金、県社協補助金、市補助金、市負担金、民生委員会費
------------------------	------------------------------

■事業名 甲州市老人クラブ連合会運営事業

事業の内容	<p>甲州市老人クラブ連合会は市内の各単位老人クラブの連絡と親睦を密にし、その発展及び向上を図り、老人福祉及び、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的としています。</p> <p>事業として、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、囲碁大会、菊花展、作品展、福祉大会、研修会等、会員相互の親睦と健康の増進、教養の向上等を図るほか、地域社会との交流、県老人クラブ連合会・全国老人クラブ連合会との連絡調整等を行っています。</p> <p>会員数 2,830 名、市内 57 単位老人クラブ</p>
--------------	--

事業の方向	<p>既存の事業を継続しつつ、事業内容を見直し、効率よい運営と会員の増加に努めていきます。</p>
--------------	---

事業の展開	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	単位クラブ数 57 会員数 2,958 人	単位クラブ数 57 会員数 2,830 人	各大会、事業の実施 事業内容の評価・検討				
				→			

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	甲州市老人クラブ連合会の事務局として運営に協力していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	甲州市老人クラブ連合会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	<p>会員会費、市補助金、市社協補助金、県老連補助金、市委託金、共同募金</p>
------------------------	--

■事業名 甲州市身体障害者福祉会運営事業

事業の内容	甲州市身体障害者福祉会は、身体障害（肢体、聴覚、視覚）者（児）の自立更生と福祉の増進を図ることを目的としています。 事業として、定期総会、役員会、野外レクリエーション、一泊・日帰り研修会等、会員相互の親睦と健康の増進等を図るほか、山梨県身体障害者連合福祉会との連絡調整及び事業への参加をしています。 現在会員数 129 名
--------------	---

事業の方向	既存の事業を継続しつつ、事業内容を見直し、効率よい運営と会員の増加に努めていきます。
--------------	--

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	会員数	会員数	各事業の実施				
	121 人	129 人	事業内容の評価・検討				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	甲州市身体障害者福祉会の事務局として運営に協力していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	甲州市身体障害者福祉会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	会員会費、市補助金、市社協補助金、市委託金
------------------------	-----------------------

■事業名 甲州市視覚障害者福祉会運営事業

事業の内容	甲州市視覚障害者福祉会は、市内に居住する視覚障害者の生活の安定及び福祉と、文化の向上に寄与することを目的としています。 事業として、一泊研修会、社会人学級、定期総会、歩け歩け大会等、社協と契約しているガイドヘルパーの協力を得ながら会員相互の親睦、健康の増進と教養の向上等を図るほか、山梨県視覚障害者協会との連絡調整等を行っています。 現在会員数 13 名
--------------	---

事業の方向	既存の事業を継続しつつ、事業内容を見直し、効率よい運営と会員の増加に努めていきます。
--------------	--

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開	会員数	会員数	各事業の実施				→
	14 人	13 人	事業内容の評価・検討				→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	甲州市視覚障害者福祉会の事務局として運営に協力していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	甲州市視覚障害者福祉会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	会員会費、市補助金、市社協補助金、市委託金、山視協補助金
------------------------	------------------------------

■事業名 甲州市母子相談員連絡協議会

事業の内容	甲州市母子相談員連絡協議会は17名の母子相談員で構成しており、専門的知識をもって母子相談員活動を行えるよう学習の機会を定期的に取り入れています。また、必要に応じ、民生委員児童委員と連携し情報を共有しながら、各種問題にアプローチしています。
--------------	---

事業の方向	平成20年度より定例会を年4回開催しています。定例会では事例研究や母子自立支援員からのアドバイスをもらい、母子相談員としての専門性を高めています。これまでと同様に、必要な事業や研修は積極的に取り組んでいきます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	母子相談員 17名	母子相談員 17名 定例会開催 (年4回)	各事業の実施 事業内容の 評価・検討				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	甲州市母子相談員連絡協議会の事務局として運営に協力していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	甲州市母子相談員連絡協議会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	市補助金、市社協補助金、会員会費
------------------------	------------------

■事業名 共同募金会甲州市支会

事業の内容	<p>共同募金会甲州市支会では以下の事業に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童・生徒に対する運動趣旨の普及 市内小中学校にチラシを配布し募金をお願いする。 ②印刷物による市民への周知及び協力依頼 社協だよりに協力依頼の記事を載せ、全戸配布する。 ③職域募金 学校職員、保育所職員、行政職員、社協職員等に募金をお願いする。 ④戸別募金 区長会に依頼し、各家庭から1戸500円の募金をお願いする。 ⑤大口募金 市内にある各企業を回り募金をお願いする。 <p>協力いただいた募金は、地域の福祉活動のため適正に配分しています。</p>
--------------	--

事業の方向	<p>県共同募金会としても改革時期であり、募金方法や配分内容の検討をしています。近年の不景気により特に大口募金の実績が上がらない状況であり、県共同募金会と連携しながら実績を上げ、事業に取り組んでいきます。</p>
--------------	--

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開	募金額 7,336,766 円	募金額 7,054,985 円	県共同募金 会改革会議 募金配分内 容の検討				
					事業実施状 況の確認・ 修正		

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	共同募金会甲州市支会を適正かつ効果的に運営して いきます。真に必要な活動や事業に配分していきま す。
	住民の役割	共同募金会の役割を理解し、できる部分の協力をし ていきます。
	行政の役割	共同募金会甲州市支会の活動に協力していきます。

事業推進のための 財源	支会分会交付金（県共同募金会から）
------------------------	-------------------

(2) 市社協の基盤を強化する

■事業名 支部社協支援育成事業

事業の内容	現在、甲州市内には12支部社協があり、それぞれ地域に根ざした支部社協活動を展開しています。甲州市社会福祉協議会では支部社協と連携、協力し、きめ細かい地域福祉活動を目指しています。事業内容は以下のとおりです。 敬老週間事業、敬老会の開催、ふれあい・いきいきサロンの運営、共同募金事業への協力、社協一般会費・賛助会費の集金協力、ひとり暮らし老人親睦会の実施、その他ボランティア活動への協力等
--------------	--

事業の方向	支部社協との連携をより密にし、支部社協活動へのアドバイス・協力をしていきます。 先進的取り組みをしている支部活動等を参考にしながら、事業を展開していきます。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	市社協と支部社協の連携強化	市社協と支部社協の連携強化	市社協と支部社協の連携強化				
支部社協研修の協力・実施	支部社協研修の協力・実施	支部社協研修の協力・実施	先進地支部社協への研修				→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	支部社協と連携し、地域福祉活動が充実するよう連携・協力していきます。
	住民の役割	社協支部活動に積極的に参加していきます。
	行政の役割	社協支部活動が更に充実するよう協力していきます。

事業推進のための 財源	市社協財源、市補助金
------------------------	------------

5 計画の推進～事業の実施・見直し～

(1) 計画を着実に実施する

■事業名 理事会、評議員会の運営

事業の内容	社協は地域福祉を推進する中核的な団体として福祉のまちづくりを推進する使命があります。理事会、評議員会では、社協の使命に基づいた経営方針の重要事項について決定しています。
--------------	--

事業の方向	社協自身が主体的に経営判断でき、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉を進める団体として広く市民から信頼されることが求められています。社協経営の意思決定機関として、財務、労務、リスクマネジメントなど社会情勢の変化に対応した効率的な経営を実現できるよう、理事会、評議員会の強化を図ります。
--------------	---

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	理事定員 15人 監事定員 2人 評議員定員 36人	理事定員 15人 監事定員 2人 評議員定員 36人	社協経営状況の共有 事業検討委員会との連携				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	理事、評議員が社協職員と一体になって地域福祉活動の推進を図っていきます。
	住民の役割	地域の社協役員へ住民の考えを伝え、地域福祉が向上するよう住民の声を届けていきます。
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 職員の研修、能力開発の業務

事業の内容	職員研修として社協独自の内部研修を随時行っています。特に在宅福祉サービス部門は非常勤職員中心の構成になっているため、職員としてのモラルの維持、態度などを含む研修を実施しています。自立支援法、介護保険の見直しなど時代の流れ、社会情勢の変化に対応できよう、内部研修や、また県社協等上部組織で行う研修会には、積極的に参加しています。
--------------	---

事業の方向	複雑、多様化する福祉課題、福祉ニーズに対応していくためには、これまで以上に職員一人ひとりが力を発揮し積極的に事業に取り組むことが求められるため、職員研修の充実を図ります。特に、コミュニティソーシャルワークの視点から、能力開発に取り組んでいきます。また、職員の意識を改革し、モチベーションを高めるため、人事考課制度の導入の検討を行います。
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			人事考課制度検討導入 職員資質向上のための資格取得				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	全職員が経験年数や職種に応じた研修を受けられるよう体制づくりを進めていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

(2) 事業を検討・見直す

■事業名 社協事業検討委員会

事業の内容	社協経営及び政策的事項全般について研究・討議し、法人の経営基盤強化及び組織の活性化を図っていきます。 委員は社協正副会長（3名）、理事（2名）、評議員（3名）の8名で構成しています。
--------------	--

事業の方向	社協の基盤強化及び組織の活性化について意見を伺い、社協経営全般の健全化を図っていきます。
--------------	--

事業の展開	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	事業検討委員会を設置	年間3回開催	事業検討会の定期開催	→			

事業推進のための支えあいの指針	社協の役割	検討課題に対し検討委員と職員が一丸となって解決し社協の健全経営を目指していきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための財源	市社協財源
-------------------	-------

■事業名 職員による事業検討

事業の内容	平成 20 年度から社協職員による事業及びサービスの見直しを実施しています。事業及びサービスの効果・効率を上げるとともに、経費削減についても検討しています。
--------------	--

事業の方向	現在の社会情勢を勘案する中で、必要な事業には積極的に取り組み、見直すべき事業は検討をしていきます。
--------------	---

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業の展開		職員による事業検討会 2 回実施	係・部門ごとの事業検討実施				→
			福祉活動計画との整合性確認				→

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	事業及びサービスの見直しをするとともに、経費の削減、事業の効率化にも取り組んでいきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	—

事業推進のための 財源	市社協財源
------------------------	-------

■事業名 財源と事業の見直し

事業の内容	地域福祉活動を充実させながら事業の効率化を図っています。しかし、財源は厳しい状態が続いており、社協会費、寄付金、事業収益等の自主財源の確保がより一層大切になってきています。
--------------	--

事業の方向	自主財源確保に加えて、市からの補助金・事業委託金等、公費確保のルール化など安定的な財源確保も課題です。事業の見直し、効率化を図り、限られた財源を有効に使えるよう努力していきます。
--------------	---

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業の展開			寄付金、会費の使用用途の明確化		事業実施状況の確認・修正		
			事業検討委員会、職員事業検討会の結果を反映。事業の効率化と経費削減				

事業推進のための 支えあいの指針	社協の役割	社協職員一人ひとりが予算編成、事業執行に責任を持ち、担当部署・係での事業把握も行っていきます。事業執行後は事業効果の確認をし、効率的な運営をしていきます。
	住民の役割	—
	行政の役割	補助金や委託金が適正かつ効果的に使われているか確認し、社協とともに限られた財源の有効活用を検討していきます。

事業推進のための 財源	
------------------------	--

資料編

1 策定の経過

■ 平成 19 年 ■	
4 月	基礎調査の開始
8 月 27 日	基礎調査内容の具体的検討
11 月	地域福祉に関するアンケート調査実施 <対象> 一般住民 ケアマネジャー 福祉・保健関係事業所
■ 平成 20 年 ■	
10 月 30 日	第 1 回甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会を開催 ・策定委員の委嘱、策定委員会の設置及び活動計画策定の趣旨について説明、社協の事業を紹介 ・活動計画目次構成（案）を提示
11 月 4 日～11 月 21 日	社協職員による作業部会を開催し、住民アンケートを基に事業シートを作成
12 月 19 日	第 2 回甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会を開催 ・活動計画の素案を提示、併せて策定委員意見書、要望書を依頼
■ 平成 21 年 ■	
1 月 15 日	策定委員意見書、要望書を回収
1 月 16 日～1 月 30 日	社協職員による作業部会を開催 ・策定委員意見書、要望書を基に、各事業を再検討 ・活動計画修正案を作成
3 月 2 日	第 3 回甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会を開催 ・計画修正案を提示し承認

2 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲州市社会福祉協議会(以下「市社協」という)地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という)の設置及び、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 甲州市における地域福祉の推進と、市社協の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、委員会を設置する。

(役割)

第3条 委員会は、市社協会長からの次に掲げる諮問事項について調査・協議及び審議する。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題、課題の整理及び分析等に関する事
- (2) 地域福祉活動計画作成に関する事
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員12名をもって構成する。

2 委員は、地域福祉関係者、福祉保健関係団体の代表者、行政関係者及び学識経験者、社協関係者の中から市社協会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が召集し、議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するために、

作業部会を設置する。

2 作業部会は、社協職員全員をもって構成する。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員の任期は活動計画が策定された日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、市社協内（甲州市塩山上於曾 349-1）に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成20年10月30日から施行する。

3 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会名簿

氏 名	職 名
廣瀬 浩二	甲州市区長会会長
相澤 英徳	甲州市民生委員・児童委員連絡協議会会長
前田 堯	甲州市身体障害者福社会会長
三科 英訓	甲州市しゃくなげ会会長
小岩 伊佐尾	甲州市母子相談員連絡協議会会長
杉田 暁子	主任児童委員（児童福祉部会部長）
長田 さと子	甲州市男女共同参画推進委員 委員長 社協副会長
米山 菱應	大和地域推進委員会会長 社協副会長
雨宮 芙美子	やまびこ会代表（声の広報ボランティアグループ）
有賀 文雄	福祉保健部長
飯島 松彦	福祉介護課長
菊島 嘉郎	福祉介護課福祉総務担当リーダー

(順不同)